

第3章 基本設計と実施設計の概要

1 基本設計の概要

基本設計は平成23年度に奈良文化財研究所が文化庁からの受託事業で行った。この節ではその概要を示す。なお、第2章1・2節の内容もその一部を含む。

(1) 全体計画

本計画においては、特別史跡キトラ古墳の確実な保存を図るとともに、現地の持つ魅力を来訪者に伝え、管理等に対応する設備を整えることとした。個別事項の概要は次のとおりである。

- a. 墳丘整備：墳丘遺構・石室等の確実な保存と発掘調査成果の可視化を加味した復旧を図ることとする。
- b. 地形造成：墳丘及び墳丘の南側・南西側等の地形を復旧して遺構の保存を適切に図るとともに、その他の部分についてはできるだけ現況地形を維持する。
- c. 排水系統：丘陵上部からの表面水ができるだけ墳丘に及ばないようにするとともに、国営飛鳥歴史公園キトラ古墳周辺地区の整備における排水系統と整合させる。
- d. 植栽修景：墳丘本体部及び2段目をコグマザサ等によって被覆保護し、墳丘周辺部斜面は草地とし、背後の丘陵部分は落葉広葉樹と常緑広葉樹から成る混交林として構成する。
- e. 動線・眺望・サイン：墳丘南面の斜面下部に東西方向の園路を整備し、墳丘への注目を喚起するため、園路上にたまり場を設ける。必要なサイン等を設ける。
- f. 設備整備：電気・水道・サインについて園路に沿って計画することとし、墳丘寄りの園路北側に水道関係、墳丘から離れた南側に電気関係の設備を整備する。

なお、墳丘等の造形状の詳細検討のほか、各計画における具体的な工法・材料等の詳細については、実施設計において、国営飛鳥歴史公園事務所との調整・検討等を重ね、確定していくものとする。



Fig.20 全体計画図

(2) 地形造成計画

1) 墳丘整備計画

墳丘・石室等遺構の確実な保存を図るため保護盛土を施し、発掘調査成果の可視化を加味した復旧を図る。発掘調査成果の可視化については、墳丘の二段築成や墳丘北側の掘り込み(背面カット)などキトラ古墳に固有な特徴を表現する。なお、形状等の詳細については、実施設計段階において更に検討し、確定していくこととする。

2) 地形造成計画の概要

墳丘遺構の保存及び旧地形の復旧等の観点から、村道阿部山6号線の拡幅によって掘削された墳丘の南側及び南西側急斜面部については盛土造成を行い、地形の復旧を図るとともに、その他の部分については、現況地形を維持し、全域において、法面保護及び土砂流出の措置を講じる。

なお、国営公園整備との一体性を確保するため、指定地外の地形造成と整合するよう、実施設計段階において更に詳細を検討し、確定していくこととする。

3) 盛土工法について

地形の復旧にあたっては、単に盛土を行うのではなく、ジオテキスタイル工法等の補強盛土を採用し、造成地盤の安定化を図る。

4) 墳丘及び墳丘以外の斜面における土砂流出防止について

表土流出防止のため、墳丘上の盛土についてはコグマザサ等によって被覆し、墳丘以外の斜面については、地域植栽還元型のマットを用いた工法等で、周辺地域環境と調和した植生を生成できるよう検討する。



Fig.21 地形造成計画図

(3) 排水計画

1) 排水計画の概要

排水系統整備においては、墳丘遺構及び石室への水による悪影響をできるだけ排除するのを目的の第一とすることから、雨水を速やかに排水し、滞留させないようにする。

墳丘周辺部が南向き斜面を成すとともに、地形造成により西部において西向き斜面を成し、北部のごく狭小な範囲で北向き斜面を成すことを踏まえ、雨水の大部分が流下する南向き斜面及び西向き斜面においては、墳丘及びその近接部分の風致に配慮する観点から表面排水を基本とし、園路沿いに石組み側溝等の修景に配慮した側溝を設け、途中2カ所の集水桝により、国営公園整備における調整池へ接続する雨水排水桝に、暗渠排水管で接続する。北向き斜面においても表面排水として指定地外へと流下させ、国営公園整備における園路に伴う排水路へと導くこととする。

なお、国営公園整備との一体性を確保するため、指定地外の排水系統と整合するよう、実施設計段階において更に詳細を検討し、確定していくこととする。

2) その他配慮事項について

墳丘遺構及び石室へ水による悪影響が及ばないように、特に盛土を施す墳丘北部について表面水の浸透を防ぐ材料・工法上の詳細を検討するほか、必要に応じて水分動態等について調査を行い、排水設備等の詳細を検討し、実施設計に反映していくこととする。



Fig.22 排水系統計画図

(4) 植栽修景計画

1) 植栽修景計画の概要

植栽修景整備においては、石室への日射等の影響を軽減するとともに、表土流出を防止するほか、古墳の環境として相応しい風致形成を図るものとし、概ね、墳丘部分、墳丘周囲の南向き斜面部分、指定地内のその他の部分に分けて検討することとする。

なお、国営公園整備との一体性を確保するため、指定地外の修景植栽と整合するよう、実施設計段階において更に詳細を検討し、確定していくこととする。

- a. 墳丘部分：石室への日射等の影響を軽減するとともに表土流出を防止し、墳丘の風致を整えるため、保護盛土を施す墳丘部にコグマザサ等の地被植栽を施す。
- b. 墳丘周囲の南向き斜面部分：墳丘と一体となった地形の様子を見せるとともに表土流出を防止するため、肥料入り植生マットによって地域の自生種による草地を生成する。
- c. 指定地内のその他の部分：墳丘の北部及び西部の丘陵部分は落葉広葉樹と常緑広葉樹から成る混交林として構成するとともに、指定地西部については、草地と疎林から構成して修景する。

2) その他配慮事項について

実施設計段階においては管理の具体的な内容・頻度等とあわせて詳細を検討する必要がある。

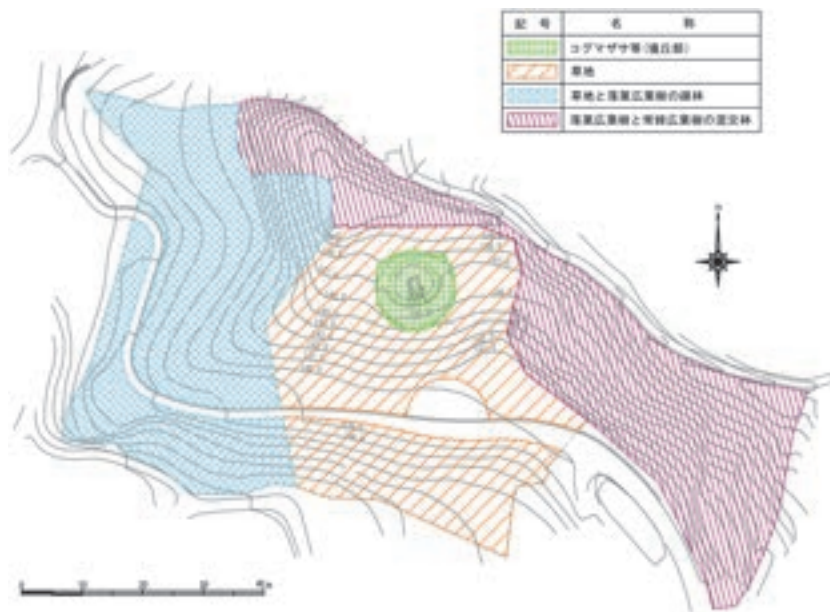


Fig.23 植栽修景計画図

(5) 動線・眺望・サイン計画

動線については、墳丘南側斜面の中程において東西方向に園路を設け、公園側園路と接続させる。石室の正面に園路を拡げたたまり場を設け、墳丘への注意を喚起して、眺望を確保する。園路及びたまり場については、安全性及び快適性の確保の観点から舗装することし、国営公園整備における園路の仕様と整合させる。

また、園路等に付随する案内板・説明板等については、国営公園整備における古墳鑑賞広場との機能の分担と連携を図ることを前提とし、簡易なものに止める。

(6) 設備整備計画

活用及び管理の観点から、電気設備及び給水設備を整備する。なお、国営公園整備との一体性を確保するため、指定地外の設備整備と整合するよう、実施設計段階において更に詳細を検討し、確定していくこととする。

- a. 電気設備：園路照明のほか、イベント時等に使用する電源を確保するため、現在の仮設保護覆屋への引き込み電柱から配電して分電盤等を指定地東端もしくは指定地外の近傍に設け、そこから地下埋設管を園路沿いに設けて配電する。
- b. 給水設備：維持管理やイベント時等の使用を考慮して、現在の仮設保護覆屋への給水経路を踏まえつつ、園路沿いに管路を埋設し、たまり場に1カ所乃至2カ所の散水栓を設ける。

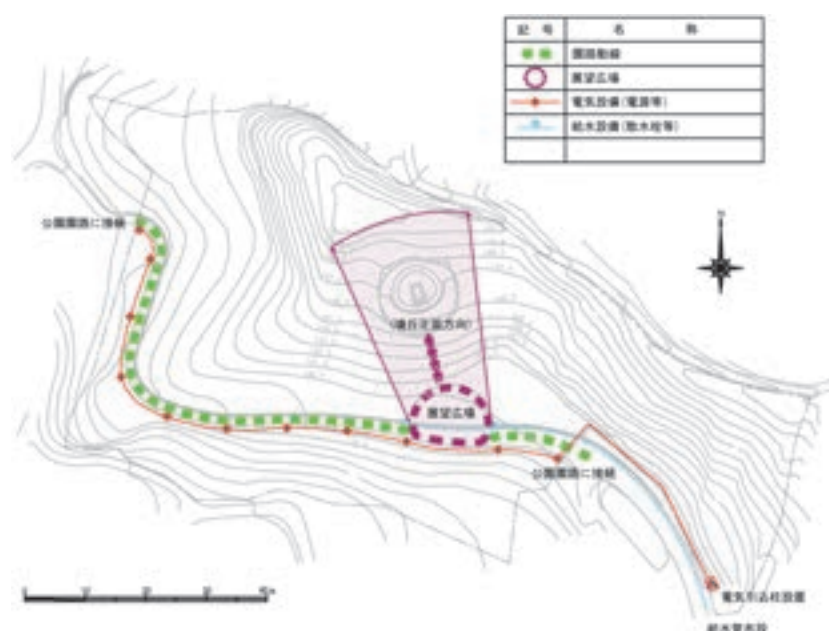


Fig.24 動線・眺望及び設備整備計画図